

乗鞍自動車利用適正化方針 [H27~29]

乗鞍岳の貴重な自然環境を保全し、快適な利用環境を確保するとともに、地域振興と環境教育の場として活用するため、下記のとおり自動車利用の適正化方針を定める。

なお、適正化方針の実効を上げるため、地元関係者との連絡を密にし、中長期的視点に立った抜本的対策が実施できるよう努めるものとする。

記

1. マイカー規制の実施

- (1) 主要地方道乗鞍公園線（乗鞍スカイライン）へのマイカー乗り入れを全面的（5月15日から10月31日まで）に禁止する。
- (2) 乗り入れを認める車両は、乗合バス、貸切バス、乗車定員11人以上の自家用バス、タクシー、緊急車両、自転車及び警察署長の許可を得た車両とする。
- (3) 5月15日から10月31日までの期間のうち、5月、6月及び10月は18時から翌朝7時まで、7月から9月までは18時から翌朝3時半までの夜間の通行を禁止する。

2. 広報計画

- (1) 標識・看板・横断幕の設置やチラシの配布、ホームページ等広報の徹底により、適正化方針の内容の周知を図る。
- (2) マイカーによる来訪者に対し、「マイカー全面通行止」であること及び高山市丹生川町久手又は高山市奥飛騨温泉郷地内での駐車・シャトルバス乗換について周知徹底を図る。
- (3) 道路情報板、道路交通情報等により、山頂乗鞍鶴ヶ池駐車場及びシャトルバス乗換駐車場の混雑状況等、情報提供に努める。
- (4) 来訪者に対し、乗鞍の貴重な自然を守るため「自然公園の利用のマナー」を広報する。
- (5) 自転車利用者に対し、道路の安全利用を徹底、指導する。

3. 自然保護の推進

- (1) 乗鞍環境パトロール員等と連携を図り、「自然公園の利用のマナー」向上と貴重な自然環境の保全に努める。
- (2) 乗鞍岳の自然を体験しながら環境保護及び生物多様性保全について学ぶという、環境教育の場としての活用を図る。

4. 環境への配慮

- (1) アイドリングストップを励行するよう、「アイドリングストップ運動」を推進する。
- (2) シャトルバス、路線バスへの低公害車両の導入促進に努める。
- (3) ペットの持ち込みを原則禁止とする。
- (4) 観光貸切バス事業者に対して、低公害車両の導入促進を呼びかける。
- (5) 乗入れ車両の排出ガス規制に係る調査・研究を行う。

5. 地域（観光）振興

- (1) マイカー規制を契機として、乗鞍岳は環境に十分配慮した場所であることをPRし、全国のモデルとなりうる徹底した「環境保全型観光地」を目指す。
- (2) 上高地、乗鞍高原等長野県側と連携し広域観光ルートの開発や、第一級の自然資源を活用した自然体験型ツアー等により、「通年型・滞在型観光地づくり」を目指す。
- (3) 乗鞍岳の特色を生かした各種イベントの開催、自然ガイドの充実、観光関連部門と運輸部門（タクシー、シャトルバス）との提携及び停留所設置による“歩く利用”の促進等の振興策を促進し、来訪者の増加を図る。
- (4) 振興策の実施に必要な経費の負担については、別途協議する。
- (5) 自然環境の保護と適正な利用との調和を図るため、マイカー規制期間中の目標入山者数を設定する。
- (6) 自然災害から利用者の安全を確保するため、関係機関との連携を図る。

6. マイカー規制実施方法等の見直し

- (1) マイカー規制実施による自然への影響に関する各種調査の結果を基に、地域への経済波及効果等も考慮し、マイカー規制実施方法等について原則3年ごとを目途に見直す。ただし、振興策を実施するにあたって、方針を見直す必要がある場合は、随時協議するものとする。
- (2) マイカー規制実施の見直しに当たっては、長野県側と随時情報交換及び協議を行い、連携を図っていくものとする。
- (3) 高山市民をはじめ広く関係者が参画し、乗鞍のあり方を考える機会を継続して設けるものとする。
- (4) 環境への負荷が少ない車両（電気自動車等）の乗り入れについては、地域振興のための実験・研究に取り組む。
- (5) 5月15日から5月31日までの試験実施期間を本開通期間にすることに向けて取り組む。

※関係機関における協議が調い、本開通となった際には、(5)を次のように改める。

- (5) 平湯ゲートから夫婦松駐車場までの区間を5月1日から5月14日の試験開通実施に向けて取り組む。